

結果概要（電力・ガス市場における競争促進のための調査）

資料4
(参考資料 1)

本調査は、事務局（電力・ガス取引監視等委員会取引制度企画室）において、電力及びガスの新規参入者30者余りを対象として、本年11月にアンケート調査等の形式で行ったもの（一部ヒアリングも実施）。なお、回答に関する事実関係を事務局が実際に確認したものではないことに留意が必要。

項目	対象	回答の概要
提供 価格	電力	- 大都市圏において、特高・高圧を対象に、一定の場合に限って※1、kWhあたり6円後半～9円前半（託送抜き／標準料金の10～30%値引き）※2 3の安価な価格を提供する事例が多いとの指摘。 ※1 例えば、新電力からの営業活動を受けて、顧客が契約切り替えに向けた動き（廃止申込等）を行う場合など。 ※2 常時バックアップ価格（全電源平均）は本年10月現在、約11円～13円程度。 ※3 本年10月の取引所のスポット平均約定価格は8.45円。
	ガス	新ガス事業者へ切り替えようとする大口顧客を対象に、従来、「原材料費、託送料金に加えて、15%程度の諸経費・利益を上乗せした価格」を提供していたものを、「原材料費及び託送料金のみで構成されと思われる価格」を提示する事例が見られた。
違約金	電力	契約期間を2～3年としつつ、「契約期間中の割引額の全額返金＋残存契約期間の割引額の1割」や「割引額の110%の金額返還」を違約金と設定する事例が見られた。
	ガス	- 契約期間を3～5年※としつつ、「年間ガス使用料金の90%程度」や「1年目解約時に約1億円、2年目以降は約5千万円（契約量100万m³、価格水準は初年度は年間ガス使用料金の70%×2年分、2年目以降は年間ガス使用料金の70%）」の違約金を設定する事例が見られた ※ 契約期間については、一部、10年～15年になるものがあるとの指摘あり（違約金は未確認）。 - 関連して、既存事業者が「期間中途の契約（解約には違約金が生ずる）につき時期を前倒しして再契約（契約更改）を行うことで囲い込みを図る」例がある。
包括 営業	共通	- 大口契約割引（契約期間の異なる複数契約をまとめることで値引きを提供するサービス）と長期割引（複数年契約とすることで値引きを提供するサービス）の契約期間が異なることから、「いつ解約しても何らかの違約金が発生する事例がある」との報告が複数エリアから挙げられた。 - 新規参入者が営業を行った際、「契約期間の異なる複数の契約（それぞれ複数年契約のため違約金が発生する可能性あり）」との包括契約による割引提案が行われたとの報告あり。

結果概要（電力・ガス市場における競争促進のための調査）

本調査は、事務局（電力・ガス取引監視等委員会取引制度企画室）において、電力及びガスの新規参入者30者余りを対象として、本年11月にアンケート調査等の形式で行ったもの（一部ヒアリングも実施）。なお、回答に関する事実関係を事務局が実際に確認したものではないことに留意が必要。

項目	対象	回答の概要
営業方法	電力	旧一電が、<u>部分供給について、供給中のベース部分の値引きには応じないが、全量供給であればベース部分も含めた値引きを行う</u>との交渉を行っている事例が見られた。
その他の営業活動	電力	- 一部の地域の旧一般電気事業者が、<u>「原発稼働後は大幅値引きを行うため、現在、新電力への切替は行わない方がいい」という内容の営業</u>を行っている事例が見られた。 - 一部の地域の旧一般電気事業者が、<u>「新電力は安定供給の観点で問題がある」という趣旨の営業</u>を行っている事例が見られた。 - 一部の地域の旧一般電気事業者が、<u>「取引所取引に依存する新電力は、今後、取引所価格の高騰や容量市場の導入により、価格競争力を失う可能性が高い」という趣旨の営業</u>を行っているとの事例が見られた。 - 一部の地域の旧一般電気事業者が電力・ガスをセット販売する際に大幅な割引を行っており、<u>ガス事業の範囲内では対抗困難な割引幅である旨の報告がある</u>。（なお、理論的にはガス事業者による電力事業に対する同様の行為もあり得る。）
	ガス	- 自社に対して契約を切り替えた場合、<u>「値引きしていたガス設備のメンテナンス費用を元に戻す（1.5～2倍）」との離反防止活動を行う事業者が存在する</u>との報告あり。 - 既存ガス事業者の営業担当が、<u>「契約切替を行うと「お客さま設備に対する保安や緊急時の対応ができない」、「緊急時の対応に不安が残るのでは」などとの説明を行い、顧客に対し、本来、導管事業者が行う緊急時の対応に差が出る旨の説明を実施</u>しているとの報告あり。